

国際法のドイツ環境法への影響

ファイリップ・クーニヒ

甲斐素直 訳

1. 概念及びテーマ

本稿のテーマとして、いま一度、私はドイツ環境法をとりあげる。⁽¹⁾ 環境法という概念については、前稿で次の様に述べた。(国内)環境法とは、自然資源、すなわち水・土・空気の状況・維持・保全を目的とする法規である。これに加え、これらの環境要素の相互関係、特に生物に関する法規、または一定の物質から生じる危険を防止する目的の法規、例えば化学物質審査法 (Chemikalienrecht) や食品衛生法 (Lebensmittelrecht)、あるいは植物の保護に関する法規なども含まれる。もはや製造目的に合致した利用は不可能であり、それ故に経済的な利用価値を失ったために、環

境財 (Umweltgüter)⁽²⁾ に悪影響を及ぼす可能性を持つようになったものがある。廃棄物はその典型であるが、それ以外にも、本来の目的以外には利用が可能であるために依然として経済的価値がある財もこれに該当する。

環境法は、したがって、いずれにせよ自然環境への危険が生じるという共通点を有している多数の物や状況に關わっている。それは、一方においては経済的な製造過程による生産物ないし副産物に關わり、他方においては日常生活にも關わる。すなわち消費行動の結果や、下水および糞便の場合には——人間という存在の直接的結果である。

あらゆる現代国家は、その完成度や保護水準にはばらつきはあるが、各国独自の環境法を有している。例えば、水域を保護する法規は従前の国家組織中に存在していたし、今日の公害 (Emission)⁽³⁾ 防止法の前身にあたる法規は、欧州においても日本においても一九世紀に近代工業生産が開始された当時にすでに制定されていたが、上述した状況の、できるだけ多くを包括的に規制しようとする環境法は、比較的新しい現象である。特別の環境法制が制定される以前の段階では、最初は一般警察法が同時に環境保護法として機能していた。ここで、私がこの点に言及しているのは、環境法領域 (その概念がまだなかった時代にも) は、危険防止のための国内立法の中心領域に属し、また公共の安全と秩序の維持に属しているということ、説明したいからである。

この領域では、国際法からの影響は、どの程度の意味を有しているだろうか? そうした影響は、他の古典的な国内政策分野ではむしろ稀だからである。

この疑問を検討するに先立ち、私は「国際法からの影響」とは何を意味しているかと考えているかを説明しなければならぬ。本稿において「国際法」とは、多くの場合には国際公法を意味するが、他方欧州法 (Europarecht) をも意味する。欧州法は、現在のドイツ法秩序を理解するためには重要であり、本稿で対象としている環境法では特にそう言える。私が思うに、この点は日本における研究では、二つの理由から関心の対象となりうる。第一は、ドイツ法を理解するために必要、との理由である。第二は、今日では欧州経済統合共同体モデルは同時に法律上の統合でもあり、このことが、多くの人びとから模範とされているという理由である。統合共同体を設立したり、少なくともそれに近づけようとしたりすることは他の地域にも見られ、アジア圏においても法に基づき経済的な関連を高めようとすることが問題となっていることは知られている。そこで、二国間の統合はどこまで進めることが可能か、または進むべきか、この統合が加盟国の法秩序、およびその国民にどのような結果を発生させるかが問題となる。

しかし、まずは国際法に戻ろう。古典的国際法は、国家間の法であり、法に規制される主体、すなわち第一義的には国家が、自分で自らを拘束する規範を制定する点に特徴がある。国家は、その成立後に自らが服することになる法を、合意の下に、すなわち、二ヶ国間または多国間の条約を通じて、ないしは、国際法では非常に重要であるが、法規を発展させる慣行、すなわち慣習法を通じて創造する。市民と国家の関係とは異なり、そこには、上位の法制定機関は存在しない。⁽⁴⁾

法の執行の段階でも、同様の基本構造が妥当する。普遍的な法秩序としての国際法秩序には、極めて部分的にしか

司法権が整備されておらず、また、統一的な執行機関も、ほとんど整備されていない。紛争の解決や違法行為に対する制裁も、主として合意の下に、分散的に行われているに過ぎない。少なくとも原則としてはそうであり、この原則からの例外は、これまでのところ部分的にしか成立しておらず、その機能は拙劣である。

古典的国際法も国際組織を認めており、その中には、加盟国間の条約により創造された独自の法人格を有し、その独自に制定した規制により加盟国を相互協力させ、その意思形成に、加盟国を服させることができる組織体も存在する。但し、通常は、それら組織は、加盟国に対し、特定の行動をとるように法的に義務付けることはできず、単に勧告を行うにとどまる。そして自ら加盟国に対して法的義務を制定できる場合にも、従来の型の国際組織は、いずれにせよ、加盟国の国内法に直接に機能せず、それ故に国内法秩序のうちにある法的主体に対して義務を課し、権利を与えるような法規範を創造するような地位にはなく、したがって、市民その他の経済主体に及ぶことはできない。

この点は、欧州法では異なる。ここに欧州法という概念は、欧州経済共同体として成立し、後に欧州共同体と称され、現在は欧州連合 (Europa Union) として存在する組織の形成物を意味するものとして使用する。この組織は、当初は中欧の六ヶ国によって設立され、五〇年以上をかけて加盟国を拡大し、欧州の政治的分裂も前世紀の九〇年代に克服された結果、当初は排除されていた加盟国も、この拡大の対象となった。

この欧州の統合組織も、古典的な国際法上の組織として出発した。現代の欧州法は、国際法上の基礎を有し、今日も国際法上の組織としての面を有するが、同時に、私が先に述べた国際法上の基本構造を超える側面も有している。

すなわち、欧州法は、加盟国に優越する立法権を有している。欧州法は、独自の執行および監督機構を発展させた。欧州法は独自の司法権を有している。特に次の諸点が重要である。欧州法は、加盟国内法秩序を直接的に規制し、その法に服する市民に義務を課し、権利を与えるという形で拘束するのであり、その意味において欧州法は、国内法秩序の構成要素として、各国の国内裁判所の判断基準になる。

このような効果は国際法秩序の枠内においても、裁判所としては任意に認めることができる。但し、それは原則に對する例外に過ぎないのに対し、欧州法ではそれが原則となる。

2. 国際法および欧州法の国内法への影響の方法と効果

国際法の国内法に対する関係については、学説の対立がある。いわゆる二元論と一元論が対立し、若干の中間説もある。しかし、これらの理論の実務における実益は限られたものと考えるので、本稿では、これに言及しない。⁵⁾

私の検討の出発点は、国際法は、確かに、諸国家に対し、すべての拘束力を有する規制に配意し、遵守することを要請しているということである。その規制とは、当該国家が加盟した条約、および普遍的または地域的な拘束力を有する国際慣習法、およびすべての法体系で共通する一定の法の一般原則である。他方、国際法は、単に結果としての遵守を要求しているに過ぎず、国際法上の法規をどのような方法で遵守するかは、当該国家に委ねられている。換言すれば、国際法の国内法化は、各国が自らの定めるところによる。各国は、国際法秩序を結果として遵守する義務を

負うが、その結果をどのように保障するか、という問題については、自己責任で判断できる。

この点については当該国家の国内憲法秩序の問題となる。ドイツの場合は、以下のとおりである。国際法上の条約は、国内立法機関が法律制定の方式と手続により承認した場合には、憲法の定めるところにより、法律としての効力を有する。⁶⁾したがって、国内法秩序において法律として効力を有する。他の法律との矛盾が発生する場合、一般的な抵触規定が妥当する。より具体的な法律がより一般的な法律に優先する、または、より新しい法律がより古い法律に優先するなどの原則である。それに対し、国際慣習法は、ドイツ憲法によると、国内ではこのような承認行為がなくても妥当する。⁷⁾したがって、それは憲法とその他の法律の『中間』の効力を有する。

この点について他の国家での法的状況を検討することは、学問的にも実践的にも非常に興味深い問題であるが、ここにはきわめて多様な類型がある。英国のようなコモン・ロー諸国においては当然のことながら、国際法がコモン・ローとして機能する場合があるが、その場合にはそれに抵触する成文法が優越するという条件下にある。合衆国憲法は明確に国際条約について規定しているが、不文の国際慣習法は、そこでも連邦法の一部として効力を有し、それ故に州法に優越するが、合衆国憲法には劣後する。イタリアでは、すべての国際慣習法がイタリア国内法秩序の構成要素とされるが、憲法と同等の地位を有するか否かについては争いがある。ギリシアでは、一般に認められている国際法上の原則および国際条約が、あらゆるギリシア国内法に優越するので、ドイツとは異なっている。トルコでは、国際条約法のうち、人権に関わる部分が法律にも、そして憲法規定にも優越する。

このように、様々の国家を検討対象とすることができるとは、今は、そのための時間がない。日本での状況については、以下のように理解している。日本国憲法九八条二項により、国際条約法および国際慣習法に原則として拘束力があるが、日本国憲法の国際法に対する優越は強く主張されているわけではない。それに対し、裁判実務において、これらの問題が重要となるのは稀である。なぜならば、最高裁判所は、国際法上の問題については、第一義的には内閣・国会の判断に委ねているからである。ドイツでは、状況がまったく異なる。ドイツには連邦憲法裁判所があり、そこが国際慣習法の範囲および内容について判断する権限は、他のすべての国家機関に対し、優越的な拘束力を有しているからである。憲法異議手続きの枠内においてさえ、連邦憲法裁判所が国際法上の条約について判断することができる。なぜなら、その効力や内容によって、国民が基本権に対する制限受忍の要否という問題が決まる場合があるからである。

欧州法は、国際法について上述したところと比較すると、その新しい段階であることを示している。欧州法は、それにより義務を負担している権利主体、すなわち欧州共同体加盟国に、国際法とは異なり、欧州法の優越的適用を認めさせている。この点についても、欧州連合設立条約（これは既に数次の改正を経ているが）の解釈について、また国内憲法秩序の観点から、極めて激しい論争がある。しかし、欧州法が国内法に優越する点については、見解は完全に一致している。通説によると、欧州法は、欧州連合の機能を確保するための原則が必要とするために、国際法上の原則を放棄したのである。ルクセンブルク所在の欧州連合裁判所は、一九六四年に決定的な判例変更を行い、⁽⁸⁾ 欧州法の加盟国における統一的適用を要求した。ドイツでは、この欧州連合法による規範命令は、ドイツ憲法が現行の形

式を維持する限り、憲法に抵触するという問題は生起しないと考えられている。

このような原則に関する問題から離れて、欧州連合法の種類という観点に立つと、それは混乱と多様化を極めている。まず、いわゆる一次法と二次法の区別が存在する。一次法とは、いふなれば欧州連合の憲法で、欧州連合設立条約またはそれに加えて、欧州連合法のうち、法的一般原則に関する規定からなる。二次法は、欧州連合ないしその機関が制定した法で、様々な決定形式がある。特に重要なのが規則 (Verordnung) という法形式で、これは、加盟国の国内法として、直接的に適用される法である。これに対し、指令 (Richtlinien) は、加盟国の立法府に対する拘束的指図であるが、適切な国内法化が行われていない場合には、また制限期間の満了後であれば未だ国内立法化がなされていない場合でも、一定の条件の下において、あたかも法律であるかのように直接に適用される場合がある。その結果、指令それ自体が無視された場合には、国民がそれを現行法として主張できることになる。この発展についても、ルクセンブルク所在の欧州連合裁判所が判例変更を行っている⁽⁹⁾。

国際的な法の、この二種類の、全く異なる機能は、ドイツにおける環境法に対して何を意味しているだろうか？この点を検討するために、まずは、環境保護分野で国際法および欧州連合法においてどのような規制があるか、との点について視線を向ける必要がある。

3. 国際法と環境保護

国際法上の環境保護は、様々な段階で発展した⁽¹⁰⁾。最初は二か国間・地域条約により、特に国境に近い河川等の保護

を目的とする環境保護条約より出発した。次の段階は、慣習法による法規定の形成であった。その際も、国境を超え
る環境被害に関する責任および賠償が問題となった。前世紀の三〇年代にアメリカ・カナダの仲裁裁判で決定された
「トレイル精錬所 (Trail Smelter)」事件は、有名である。¹¹ この事件では、国境を越えて効果が生じた空気汚染による
損害が問題となった。当時の法状況を基準とする場合、仲裁裁判はこの事件の判断を誤ったと思われる。なぜなら、
当時は、未だ該当する慣習法が整備されていなかったからである。しかし、その後、この判決は国家の実務および学
問での議論で多く賛成され、この判断を法の発展の成功として評価できる。今日では、いずれの国家も他国の環境被
害について原因を与えた場合には、慣習法に基づく責任を一般に問われるとされる。したがって例えば、チェルノブ
イリの惨事に起因する欧州各国の被害については、ソ連（当時）が責任を問われることになる。

前世紀の後半になって、初めて、国際法による環境保護の第三段階に到達した。すなわち、国内的規制では除去が
できないか、あるいは国内的規制では十分な実効性のない環境問題に関する多国間条約が締結されるようになった。
多数の国際条約が海洋環境保護の領域で成立した。特に重要なものとして、船舶航行による海洋汚染問題、海洋のゴ
ミ捨て場としての使用問題ないし河川から海洋に流入する汚染物質問題に関する条約がある。このことから、国際法
は、規制の必要性が示され、その必要が明白となり、国際合意が可能となった段階になって、初めて反応することが
分かる。そのことは、とりわけ八〇年代以降に締結された大気汚染防止、気候変動防止及び生物多様性に関する条約
について言える。

国際法による環境保護の最後の第四段階は、環境保護の人権問題としての発見である。大きな人権条約は環境保護に触れていないが、しかし、特に国連の枠組みでの環境政策会議を見ると、国際法による環境保護は個々人の利益のためのものであり、したがって国家の利益ではなく、世界の人びとの利益に奉仕するものであることに、疑問の余地はない。この点は、特に欧州人権条約で具体化された。より正確に言えば、欧州人権条約の監督のために設立されたシュトラスブルク所在の欧州人権裁判所は、個々の人権規定の拡大解釈により、結果として公害の防止についての個人の権利を認め¹²⁾た。

4. 環境保護と欧州連合法

一九八七年、欧州経済共同体の設立からおよそ三〇年を経過したこの年に、初めて固有の意味における環境政策の根拠権限が条約に追加された¹³⁾。しかし、それ以前においても、この領域では多数の規制が行われており、それに際しては、その権限は、加盟国間で環境領域における規制が異なることが競争に影響する結果、直接的に域内市場に影響を与えることから導かれた。それ以外の立法の根拠権限も、環境政策を形成するために幅広く利用された。アムステルダム条約では、すでに国連で具体化された持続可能な発展の原則が明示的に採用された¹⁴⁾。環境保護の推進は、現在の状況下においては、持続可能な発展の推進という形で欧州連合の政策を確立し、実施することが求められている。現在の一般に承認された欧州連合の目標として、環境保護に大いに努力を傾注し、産品移動の自由に対する制限を正當化できるものとされている。この関係において重要なことは、加盟国が欧州連合法の水準以上に強力な保護政策を制定し、実施することも許されていることである。このことは、もちろん比例原則による制限に服するし、差別的な

効果を発生させることも許されず、また、欧州連合委員会に報告しなければならない。

欧州連合が環境保護の領域で一番多く利用している行動形式は指令である。これについては、加盟国の立法を拘束する命令ではあるが、期限内に国内法化しなかったり、不十分な国内法化をしたにとどまったりする場合には、加盟国の国内法として直接的効果が生じる場合もあることについては、すでに前述したとおりである。

欧州連合の環境保護法には、実体法ばかりでなく手続法も含む。特に指令（稀には規則）の形式を使用して、媒体関連の環境保護（例えば物質法⁽¹⁵⁾および生命環境保護⁽¹⁶⁾）について制定されている。水質汚濁防止、空気汚染防止、気候変動防止、騒音防止及び自然保護が同様に制定され、これに加えて廃棄物法、化学物質法、バイオ技術および遺伝子組み換え技術についてのものがある。公害の防止および軽減のための指令は、媒体を超えて、総合的な構造により、加盟国の国内においても様々の法律で改正を必要とした。実体法と並んで、手続法的側面に関しても指令により、環境に負担となる計画の際に、環境アセスメントを要求する指令、NGOによる原告適格の認容、国民への情報公開および意見募集手続きに関する規制等が定められている。

5. 国際的な法のドイツ環境法への影響についての評価

以上の結果、ドイツ環境保護法への外部からの、したがって国際的な影響は、作用機序の面ばかりでなく、内容面でも、包括的かつ多様な状況にある。国際法上の要請は、近時、国際的な規制利益が特に明白である対象、すなわち、

海洋、気候および生物多様性のような対象に集約されている。それに対し、その小規模性の故に、一貫して国内的な問題である環境政策領域については、自制している。特に、国内の行政手続きについての効率要請については関わりを持たない。欧州連合法は、その点、全く異なっている。欧州連合は共通の価値および共通の文化に基づく統合体であるため、加盟国に対して、伝統的な国内領域についても、環境政策のように、生活水準全体に重要である領域については、規制する傾向がある。さらに、環境保護についての水準が異なる場合には、共通の競争条件を実現する域内市場の実現を困難とするおそれがあった点も、配慮する必要があった。法を手段とする環境政策は常に経済的自由に対する制限を伴い、法的正当化の必要性が生じるので、必然的に環境問題は、欧州連合制度の問題ともなった。

より詳細に検討すると、以下のことがいえるが、それに際しては、ドイツが（北欧諸国や、例えばオランダと並んで）伝統的にヨーロッパで比較的環境保護水準が高い国であったことを考慮する必要がある。ドイツ環境法は、個人の権利保護および司法化を重視する法治国家の形を特徴としており、前世紀の七〇年代以降、環境利益が政治的により重視されるようになり、そのことにより選挙で勝つことが可能であることも判明した結果、国際的な影響を配慮しなくても比較的順調に発展した。それでも、ドイツの環境法は、二つの国際領域から多くの影響と刺激を受けた。

国際法的観点からは、私がここで説明した環境国際法のすべての発展段階についてこのことが言える。公海、排他的経済水域または接続水域のように、国家の支配下に無い領域に対する多国間条約による規制は、領海同様に、ドイツ法の構成要素となったので、規制当局の承認や制裁の決定基準である。生物保護および生物多様性の保護についても、同様である。国連の気候変動枠組協定を具体化した京都議定書は、多くの複雑な問題点を抱えているが、削減義

務の合意により、国内における公害の防止にも影響を及ぼすなど、実体的な規制を行ったばかりでなく、排出権取引に関する規定を整備することにより、政策措置の形式を増やし、さらに、定期的な報告義務を導入したことにより、監視の仕組みを強化した。

国家間における隣接国家への保護に関する環境国際法の慣習法的規制は、ドイツでは直接憲法を根拠に適用されるが、国内における立法が国際慣習法より基準が厳しい限り、実務上の効果はない。環境財にかかる国際法上の人権保護は、欧州人権条約が最終的に権利保護可能性を補完しているので、実際問題として、ドイツにおける環境保護が憲法問題であり、人権上の保護義務の対象となることと重層構造をなしている。

したがって、ドイツの環境政策の立場からみた国際法の機能は、ドイツの環境政策の決定要素というよりは、経済と環境の政策目標に関する優先順位が、特に大陸間において依然として異なることを考えると、むしろ、ドイツの外交が地球規模の環境政策に貢献するための手段であると思われる。

これに対し、欧州法の影響に対する評価は異なる。今日では、ドイツの環境法の決定のおよそ七〇％は欧州連合法に基づいて行われている、と推定されている。それにあたり、必要な実施行為が多くの場面で不足していた。例えば、ルクセンブルク所在の欧州連合裁判所が、ドイツにおける大気汚染防止の領域における欧州連合法の要求は不十分¹⁷しか実施されていない、と判断したことがある。それに際しては、環境保護の内容に関する水準が低いということ

はなく、様々な規制方式について生じる難しい手続が問題となった。すなわち、行政的に不満足というよりは、規範的な不十分さが問題なのである。全体として評価すれば、従来は加盟各国の国内法を比較すると、ドイツが先導役を務めていたが、それが部分的に欧州連合に引き継がれたのである。同時に、国内の環境保護法の欧州連合化傾向には、例えば非常に詳細な規制である点、複雑な点、全体が見えない点、体系的秩序を欠けている点など、批判を必要とする副作用を伴うことも、確認しなければならない。従来はドイツ国内で規制の氾濫および多様化が著しいと判断されたため、既存の法制を体系化し、環境法典としてまとめるという発想が求められたが、今や、その批判は欧州連合段階の環境法についても妥当している。但し、このような計画がいつか実現できるかについては、現時点では予見できない。

国際法秩序は、純粹な国家間の制度として成立し、未だ第一義的には個別国家の利益を追求しているが、このことについて、私個人としては、次のように問題を提起すべきであると考えられる。国際法においても、すべての法律と同様に、個人の利益と発展の機会が調整されるべきであるという認識に基づき再編の必要性がある。それに加えて、国際法による効率的な環境保護が必要であり、それは国家の支配下でない領域や地球規模の環境問題だけに限定されるべきではない。国内の環境保護水準は、従前以上に強力に、国際的規制の対象としなければならない。このことは、各国の憲法が、従前以上に明確に国際法秩序をその一部とし、それに対応して法的保護の可能性を高めることを通じて法治国家を完成することを必要としている。

欧州というテーマについては、ドイツでは、統合の今後をどのように考えるべきなのか、今までの道が最終的に統合欧州国に導くのか、そして導くべきなのか、というまったく異なる問題が提起される。ドイツでは他国とは異なり、私は、ドイツ憲法は、それに対して克服できない限界を設定することはできないと信じている。最近、本年九月一二日の連邦憲法裁判所の世界的に注目された判決¹⁸を通じて、国家債務及びその取り扱いという政治及び人びとを動かしているテーマ、すなわち統合の限界については、国内裁判所は判断できず、全欧州的なプロセスの中で判断しなければならぬが、この手続きは現在、民主主義の欠如という問題を抱えており、また、権力を有する経済的アクターの利益が、社会的平等のなかで個々人の自由の可能性を維持・保障する目的に優越している、との問題が明確になった。

そのことから、以下の結論が導かれる。統合がさらに進めば、おそらくドイツ環境法は今以上に強力に欧州化されることになり、その結果、実施の不足および体系の欠如に対応することが課題となる。換言すれば、法治国家における立法の品質に関し一般的に認められてきた業績を、そこでもより強力に実現することが課題となる。環境政策が憲法問題である点から、欧州環境法の進展を焦点としなければならないという結論が導かれる。欧州憲法は、それが成文か否か、あるいは憲法制定手続を通じて成立したか、判例法を通じて形成されたかに関わりなく、各国の憲法学が積み重ねた法治国家および民主主義についての要求を尊重しなければならぬ。尊重しない場合、我々は、統合により我々の本質を失うことになる。

〔訳注〕この論文“Internationalrechtliche Einflüsse auf das Deutschemwelrecht”の原文は、COMPARATIVE LAW Vol.30

2013 一三頁以下に上梓されている。

(1) 「原注」この問題については、すでに「憲法問題としての環境政策と裁判的統制」としての帰結」, *Umweltpolitik als Verfassungsfrage und die Konsequenzen für die gerichtliche Kontrolle*“において取り上げている。

「訳注」この論文の原文は、*COMPARATIVE LAW Vol.29 2012* 四三頁以下に、また、その翻訳は、*日本法学七九卷三号* 九一頁以下(藤井康博翻訳)に、それぞれ上梓されている。

(2) 「訳注」環境財：消費の排除不可能性と消費の集合性という公共財と同じ性質を持ち、おもに自然によって供給されるものと定義されている。例えば、自然景観、野生動植物はもちろん、均衡した自然な状態としての空気や、未開の原生林などもこれに該当する。なお、公共財の例としては、公共の道路や施設がある。

(3) 「訳注」ここで公害と訳した語の原語は「Immission」である。ドイツ環境法の分野においては、Immissionとは、典型的にはガス、煙、悪臭、騒音、振動など環境に影響を与えるあらゆる因子による権利侵害を意味し、日本語の公害よりは広い概念である。

(4) 「原注」この点については私の次の論文を参照。

Ph. Kunig, *Das Völkerrecht als Recht der Weltbevölkerung*, in: *Archiv des Völkerrechts*, 41 (2003), 327 ff.

(5) 「原注」この点については、私の次の論文に詳述してある。

Ph. Kunig, *Völkerrecht und staatliches Recht*, Kap. II, in: *W. Graf Vitzthum (Hrsg.), Völkerrecht*, 5. Aufl., 2010.

(6) 「訳注」ドイツ憲法五九条は、一項において大統領の条約締結権を予定し、これを受けて二項一文において、次の様に定めている。

「連邦の政治的関係を規律し、又は連邦の立法の対象に関わる条約は、それぞれ連邦の立法について権限を有する機関の、連邦法律の形式による承認又は協力を必要とする。」

(7) 「訳注」ドイツ憲法二五条は次の様に定めている。

「国際法の一般的諸原則は連邦法の構成要素である。それらは、法律に優先し、連邦共和国の住民に対し直接的に権利及び

義務を生ぜしめる。」

(8) 「訳注」 欧州裁判所が一九六四年七月一五日に下したコスタ (E. N. E. L. (Ente nazionale Energia elettrica impresa già della Edisonvolta) 事件 (6/64) の判決である。事件は、イタリア政府が、民間電力会社 E. N. E. L. を国営化したのに対し、同社の株主であり、国有化に反対していたフランミニオ・コスタが、その抗議を表すために電気代の支払いを拒否し、そのうえで国営化はローマ条約第八六条、第八七条に違反するとして、同社を訴えたというものである。この判決で、欧州裁判所は、欧州連合法の、加盟国の法に対する絶対的な優越性を宣言した。

(9) 「訳注」 欧州裁判所が一九九一年一月一九日に下したフランコヴィッチ (Andrea Francovich) 事件 (C-6/90 und C-9/90, Slg. 1991, 5357ff) 判決が代表的である。判決は、加盟国が指令を期限内に国内法化しなかった場合には、指令が規定する結果が個人への権利付与を伴うこと、指令の規定に基づいて権利の内容が特定可能であること、及び、加盟国の義務違反と損害との間に因果関係が存在することが要件として、個人に対する損害賠償を認めた。

(10) 「原注」 この点については、私の次の論文に詳述してある。

Ph. Kunig, *Völkerrechtliche Staatenverpflichtungen bei Gefährdungen und Schädigungen der Umwelt*, in: *Berichte der Deutschen Gesellschaft für Völkerrecht* 32, 1991, 9 ff.

(11) 「訳注」 コミンコ (COMINCO = Consolidated Mining and Smelting Company) という企業が、カナダのブリティッシュコロンビア州トレイルで、一八九六年以降、鉛と亜鉛の精錬所を運営していた。精錬所からの煙は、カナダと米国の国境を越えて、米国側の森林や農作物へ被害をもたらした。コミンコと、その製錬事業により影響を受ける土地所有者との間の紛争は、直接交渉では解決できなかったため、一九二七年、米国はカナダに対して苦情を申し立てた。一九三五年八月三日、両国は本件解決のための仲裁協定を締結し、仲裁裁判で問題を解決することとした。その結果、一九三八年に中間判決が出され、一九四一年に最終判決が下されて決着した。

(12) 「訳注」 ロペス・オストラ事件 (López Ostra v. Spain, Serie A 303-C, § S 51 ff.; EuGRZ 1995, S. 530)。訴えを起した女性が家族と住んでいた家の隣に、民間の会社がなめし革製造廃棄物処理施設を設置し営業を始めたが、この施設は、健康

に有害な環境汚染を引き起こした。これに対し、欧州人権裁判所は、欧州人権条約八条違反を認定して被害者を救済した。

(13) 「訳注」一九八七年一月七日に発効した単一欧州議定書 (Einheitliche europäische Akte) を意味している。

(14) 「訳注」アムステルダム条約 (Amsterdamer Vertrag) は、一九九七年一〇月二日に調印され、一九九九年五月一日に発効した欧州連合の基本条約。それまでのマーストリヒト条約等にくらべ、市民権や個人の権利をより尊重する内容となっている。その前文において、「…持続可能な発展の原則を考慮し、域内市場およびより強固な結末の達成ならびに環境保護を背景としつつ、各国民のための経済的および社会的な進歩を促進すること…」と述べられている。

(15) 「訳注」物質法 (Stoffrecht) とは、特定の物質そのものを規制する立法を意味する。代表的なものとして危険物質指令 (正式には「危険な物質の分類、包装及び表示に関する法律、規則及び行政規定の摺り合わせに係る一九六七年六月二七日理事會指令67/548/EEC」) がある。

(16) 「訳注」生命環境保護 (Vitaler Umweltschutz) とは、自然保護、森林保護および動物保護などを指す。

(17) 「訳注」ドイツは一九六四年に「大気清浄維持に関する技術指針 (Technische Anleitung zur Reinhaltung der Luft = 通常 TA-Luftと略称)」という名の大気汚染防止基準を制定した。一九七四年に「連邦公害防止法 (Bundes-Immissionsschutzgesetz) が制定され、TA-Luftはその下位の行政規則となった。これに対し、一九九一年、欧州法裁判所は、法的拘束力がなく、裁判規範性に欠ける行政措置では不適合であるとして、指令の不十分な実施と判決した (Slg. 1991, I-2567HV, 170)。

(18) 「訳注」二〇一二年九月一二日判決とは、欧州安定制度 (Europäische Stabilitätsmechanismus (EMS)) に対するドイツ連邦憲法裁判所の判決を意味する。